

令和4年5月26日

裁判所に来られる方へ

盛岡地方裁判所

盛岡家庭裁判所

お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、下記のとおり御理解と御協力をお願いします。

記

1 発熱等の症状がある方へ

発熱等の症状がある場合には来庁をお控えください。

期日に来庁される場合で、発熱等の症状がある場合には、期日の変更を検討しますので、事前に担当係に電話で連絡してください。

2 マスクの着用について

来庁する際は、マスクの着用をお願いします（ウイルスの飛散を抑止する効果が高い不織布マスクを推奨しています）。

職員もマスクを着用して対応しています。

3 事件関係室等の換気について

換気のため、事件関係室等の窓・扉を開放することがあります。